

由布市みらいふるさと寄附金協力事業者募集要領（現行）

※プロポーザル用参考資料のため、返礼割合等一部の規定を省略しています。

1 目的

由布市では、ふるさと納税制度を活用し、本市をふるさととする方々をはじめ、本市を応援してくださる方を増やすとともに、本市の特産品等のPRや販路拡大による地域経済の活性化に寄与することを目的として、寄附者へのお礼品として贈呈する品物やサービス（以下「返礼品」という。）を提供することに協力いただける事業者（以下「協力事業者」という。）を募集します。

2 募集する返礼品

由布市の魅力を伝えることができる品物やサービス（農林水産物、加工品、市内で体験できるサービス等）を募集します。

（1）募集する返礼品の金額

（省略）、寄附金額の区分は、10,000円を下限として、1,000円未満を切り上げとする。ただし送料等については市の負担とし、その他消費税や梱包等に係る経費は、返礼品の価格に含むものとする。

（2）募集する返礼品数

各協力事業者の登録返礼品数には、原則上限はありません。

但し、下記の場合は除きます。

①一時期に多数の返礼品登録申請があった場合で、サイト掲載処理等の事務処理の遅延が懸念される場合は、数回に分けて掲載処理を行うことがあります。

②下記の（ア）から（イ）のいずれにも該当しないものは、当該返礼品の生産者・加工者等に対し、由布市みらいふるさと寄附金に係る返礼品登録について、由布市の定める返礼品基準及び寄附金事業者募集要領基準に該当すれば、自らが返礼品登録事業者になることができる制度であることを説明し、その理解を得た上で、当該事業者を仲介して、ふるさと納税返礼品として登録されることを承諾している旨を別に定める承諾書様式にて由布市に届け出る必要があります。

（ア）当該返礼品につき、令和元年6月1日施行のふるさと納税に関する地方税法関連法令（以下、「ふるさと納税に関する国定基準」という。）に定める生産・加工等を自ら行っている事業者

（イ）当該返礼品につき、自社実店舗で販売を行っている事業者

3 応募資格

（1）協力事業者

次の条件を全て満たしていること。

- (ア) 関係法令を遵守した生産・製造・販売・サービス提供を行っていること。
- (イ) 原則、本社（本店）、支社（支店）及び事業所又は工場が市内にある法人・団体または個人事業所であること。ただし、返礼品登録を申請する品が、ふるさと納税に関する国定基準及び由布市みらいふるさと寄附金返礼品選定基準に定める由布市内で生産されたもの、由布市内で製造・加工等されたもの、原材料の主要な部分が由布市産であるもの又は近隣の市町村と由布市が共同返礼品とするものである場合は、この限りでない。
- (ウ) 申込み時に市税の滞納がないこと。
- (エ) 代表者等が、由布市暴力団排除条例に掲げる暴力団の構成員等でない者。
- (オ) 電子メールの送受信が可能なインターネット環境を有しており、本市が委託する取りまとめ業者との連絡が電子メールにて確実に取れる状態であること。

(2) 返礼品

《共通条件》

次の条件を全て満たしていること。

- (ア) 本市の魅力を発信することができるものや本市のPRに繋がる要素を持ったものであること。
- (イ) 市内で生産・製造・加工又はサービス提供がされているもの、又は、市内の又は県内の原材料を使用しているもの、本市に特に縁の深いもの、のいずれかに該当していること。
- (ウ) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること（期間限定及び数量限定も含む）
- (エ) 電気・電子機器、貴金属、ゴルフ用品等の資産性の高いものでないこと。
- (オ) 取りまとめ業者指定の宅配業者により配送が可能であること。
- (カ) 食品衛生法、商標法、特許法、著作権法等の関係法令を遵守しているものであること。
- (キ) ふるさと納税に関する国定基準を満たしていること。

<個別条件>

次の商品等については、上記共通条件の他、次の条件を満たしていること。

◎飲食物

- (ア) 出荷後5日以上賞味期限が保障されるものであること。
- (イ) 商品情報（使用原材料等）を開示ことができ、「食品衛生関係法令」の規格・基準内であることなど「食の安全・安心」が確保されていること。

◎サービス（利用券等）

- (ア) 原則、有効期限が発行日から半年以上あること。
- (イ) 原則、由布市内で利用できるものであること。

(ウ) 金銭類似性の高いもの（プリペイドカード、商品券、電子マネー、ポイント・マイル、通信料金等）でないこと。

4 協力事業者のメリット

(省略)

5 本市が委託する取りまとめ業者

(省略)

6 その他留意事項

- (1) 協力事業者は、由布市から提供された寄附者の個人情報を「由布市個人情報保護条例」及び関係法令を遵守し、適正に取り扱わなければなりません。
- (2) 返礼品は、庁内関係課で構成する由布市みらいふるさと寄附金推進検討委員会で検討され政策会議等を経て決定します。
- (3) 本要領3(1)(イ)に掲げる協力事業者のうち、由布市に本社を有する協力事業者の提案を優先する場合があります。
- (4) 返礼品は、寄附者より申込時に選択された場合に提供をお願いするものです。選択されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- (5) 登録された返礼品を変更・辞退する場合は、事前に取りまとめ業者までご連絡ください。
- (6) 返礼品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努め、内容について取りまとめ業者へ必ずご報告ください。なお、品質等による保証や、クレーム対応については、市は一切の責任を負いません。
- (7) 由布市は、協力事業者及び商品が本要領に定める条件に適合しなくなったと認める場合、商品等の調達を中止することができます。
- (8) みらいふるさと寄附金の募集に係り、ふるさと納税に関する国定基準に定める経費率（以下、『経費率』という。）算定の対象となる経費について、経費率基準が満たせない懸念がある場合は、市は、個別の送料等経費が高く、多量及び集中的に寄附を集めている返礼品について、寄附募集の制限を行う等所要の措置を講ずることがあります。

8 本事業における問い合わせ先

〒879-5498 大分県由布市庄内町柿原302番地

由布市 総合政策課企画調整係

電話：097-582-1111 (内) 1243

FAX：097-582-3971

Email:seisaku@city.yufu.lg.jp